

(改) 濃厚接触者になった場合について

1 家族が陽性となった場合の待機期間の考え方(東京都福祉保健局 HP より)

- (1) 陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)又は住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を 0 日目として 5日間(6日目解除)とします。
- (2) 待機期間中に同居家族等が発症した場合はその発症日、無症状の同居家族等を待機期間中に検査した結果、陽性が判明した場合はその検体採取日を 0 日として起算し直します。
- (3) その後、無症状だった同居家族が発症した場合、さらにその発症日を 0 日として起算しなおしてください。
- (4) 同居家族等の待機期間終了後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは同居家族等においても、検温などによる健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めてください。

2 その他

- (1) 杉並区公式ホームページ「杉並区新型コロナウイルス感染症情報」の「感染した場合・濃厚接触者になった場合」のページも更新されていますのでご確認ください。
https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/kansensho/covid-19/kansen_noukousessyoku/index.html
- (2) 健康観察期間終了後、登校再開日に登校許可証等は必要ありませんが、前日に担任までご連絡ください。
- (3) 不明な点については、学校にご相談ください